

貸与物品の利用条件

- 1 本申請により貸与物品を借り受けた者（以下「借受者」という。）はその貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸与物品の利用にあたっては、借受者は次に掲げる行為を遵守すること。
 - (1) 貸与物品を、学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
 - (2) 貸与物品を、児童生徒の自宅で使用し、自宅以外で使用しないこと。
 - (3) 貸与物品に、家庭学習に必要なないソフト、アプリをインストールしないこと。
 - (4) 家庭学習に関係のないWebサイトの閲覧は行わないこと。
 - (5) 貸与物品のセキュリティの維持に努めること。
 - (6) 貸与物品の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
 - (7) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。
 - (8) 貸与物品を、売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
 - (9) 貸与物品を利用して、他者に対し被害や悪影響を与えないこと。
 - (10) 各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。
 - (11) モバイルルーターに貸与タブレットパソコン以外を接続しないこと。
- 3 借受者は、学校から貸与物品の運営管理にあたり別途指示があった場合はその指示に従うものとする。
- 4 貸与物品の充電に係る経費は、借受者の負担とする。
- 5 借受者は貸与物品を破損したとき又は貸与物品を紛失したときは、直ちに学習用通信機器破損・紛失届を学校に提出しなければならない。
- 6 借受者は、貸付期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。なお、貸与期間中であっても、学校が必要と認める場合は、借受者に貸与物品の返却を命じることができる。
- 7 借受者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 8 利用者の保護者は、鳴門市学習用通信機器貸与要綱に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
- 9 借受者が、貸与物品を破損または紛失した場合は、貸与物品に係る実費を学校に弁償する。
- 10 借受者は、貸与対象者の要件である、「学校に在籍し、家庭に有線及び無線によるインターネット環境のない生徒」を満たさなくなった場合は、貸与物品を学校に返却しなければならない。
- 11 無料で利用可能な月間データ量（原則 10GB を上限とする。）を超えて使用する場合は、借受者の負担で別途通信契約を用意する。
- 12 市又は学校は、市又は学校が意図しない貸与物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 13 その他、貸与物品の利用に際しては、学校の指示に従うものとする。